

香芝市下水道事業会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年8月25日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市規則第34号

香芝市下水道事業会計規則の一部を改正する規則

香芝市下水道事業会計規則（令和7年規則第34号）の一部を次のように改正する。

第25条第3項第2号中「整理しがたい」を「整理し難い」に改める。

第26条第2項ただし書中「これを」を「、これを」に改め、同条第3項中「あわせて」を「併せて」に改める。

第51条第2項中「あわせて」を「併せて」に改める。

第73条中「第243条の2の8第1項後段」を「第243条の2の9第1項後段」に改め、同条第1号中「第243条の2の8第1項第1号」を「第243条の2の9第1項第1号」に改め、同条第2号中「第243条の2の8第1項第4号」を「第243条の2の9第1項第4号」に改める。

別表第1勘定科目表収益勘定の表中「規則」を「府令」に改め、同表費用勘定の表中「規則第22条」を「府令第22条」に、「費用並びに」を「費用及び」に、「規則第13条」を「府令第13条」に改め、同表資産勘定の表中「なす」を「成す」に、「法第89号」を「法律第89号」に改め、同表資本勘定の表中「うめる」を「埋める」に改め、同表負債勘定の表中「退職手当て」を「退職手当」に改める。

附 則

この規則は、令和8年9月24日から施行する。